

地域包括支援センター長森だより

いつまでも住み慣れたこの街で…

～こんにちは、あなたの街の地域包括支援センターです～



令和4年3月号

せいねん こうけんせいど

成年後見制度って何？



成年後見制度とは……

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方に対して権利を守る援助者(成年後見人など)を選ぶことで、法律的に支援する制度です。

具体的にどんな制度なの？

財産の管理

契約をする時

協議をする時



保護
と
支援

判断能力が不十分だと左図のように自分で行うことが難しい場合があります。自分に不利益であってもよく判断できずに契約してしまうことも考えられます。このような方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度は大きく分けると任意後見制度、法定後見制度の2つの制度があります

将来、判断が難しくなった場合に備えるなら



任意後見制度

判断能力が低下した場合に備えて、ご本人が公証役場であらかじめ代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。

判断力が不十分になってからの場合は



法定後見制度

家庭裁判所によって後見人が選ばれます。判断能力に応じて3つの制度があります。

こうけん

後見…常に判断能力が欠けている方

ほさ

保佐…判断能力が著しく不十分な方

ほじょ

補助…判断能力が不十分な方

(参考資料 家庭裁判所、法務省民事局より)



本人の状況によって様々な方法があります。制度によって保護、支援内容も違ってきます。まずは、気軽にご相談ください。

岐阜市地域包括支援センター長森 058-245-2855

